

「ひだかフェア in どさんこプラザ札幌店」開催要領

1 目的

札幌圏の消費者や札幌駅を利用する道内外の観光客、ビジネス客等を対象に日高管内特産品の販売及び観光 PR イベント「ひだかフェア in どさんこプラザ札幌店」を開催し、日高管内特産品の消費拡大を図る。

2 日時・場所

日時:令和8年(2026年)6月24日(水)~6月30日(火) 7日間

各日8:30~20:00

※開催時間はフェア期間中の「どさんこプラザ札幌店」の営業時間とする。

場所:北海道どさんこプラザ札幌店

札幌市北区北6条西4丁目 JR札幌駅西通北口

『北海道さっぽろ「食と観光」情報館』内

3 主催及び協力

主催:北海道日高振興局

協力:(一社)北海道貿易物産振興会(北海道どさんこプラザ札幌店)

4 実施内容

(1)「店舗内催事コーナー」(東側、西側)を利用した**対面販売**

[厨房について]

- ・催事コーナーと少し離れた場所に1箇所あります。
- ・店舗イートインコーナーと共用になります。
- ・油を使用する場合は日高振興局経由で店舗と事前協議が必要となります。
また、廃油を処理する設備がないため、廃油は持ち帰りとなります。
- ・厨房内に持ち込む機材がある場合は、日高振興局経由で店舗と事前協議が必要となります。

[会計について]

- ・会計は店内「レジ通し」となります。(「ため銭」会計はできません。)

(2)「店内特設ブース」等を利用した日高管内特産品の**陳列販売**

(3)「PRスペース」を利用した**観光PR**

5 出展・出品事業者の募集

対面販売を行う事業者及び陳列販売を行う日高管内特産品を募集する。

(1)募集要件

日高管内に主たる事務所または事業所を持つ事業者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

ア 道産品の生産、製造、加工を行っている者

イ 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている者

なお、道産品とは道内で生産、製造又は加工が行われたものをいう。

(原材料は道内だが、生産、製造又は加工は道外の商品は、道外となった理由等を確認し、募集要件に合致するかどうか、個別に判断します。)

【 販売商品の要件 】

- ・販売商品はPL保険(製造物責任保険)に加入している商品であること。
- ・表示に関する法令を遵守し、正確に表示が記載されている商品であること。
- ・販売商品は消化仕入とし、原則、売れ残った商品は事業者に返送する。
- ・商品の損失が発生した場合は事業者負担となります。

※JANコードは無くても販売可能。

【 事業者の費用負担 】

- ・販売手数料(1日の売上(税別)の15%以下(1日あたり上限5万円))
なお、同店舗での既存の販売商品を本フェア対象として申請する場合は、この限りではない。
- ・北海道どさんこプラザ札幌店から各事業者への売上代金の振込手数料
- ・出展・出品するために必要な諸経費(送料・旅費・宿泊費・駐車場代等)
- ・売れ残った商品の返送に係る費用(送料等)

【 対面販売について 】

- ・各日2事業者を募集する。
催事コーナー(東側、西側)各1事業者 (7日間で14コマ)
- ・対面販売の販売商品数に上限は設けないが、冷凍冷蔵切替オープンショーケース(幅1,800mm×奥行900mm)1台分までとする。
温度帯は常温・冷凍・冷蔵いずれも可
(注)オープンショーケースの霜取機能により、冷凍・冷蔵の商品の場合、一時的に温度が上がる事があり、アイスクリーム・粘着シート付きの商品などは溶けたり封が剥がれやすくなるため要注意。(小型冷凍庫持込可・封が剥がれてしまった商品は販売できません)
- ・対面販売(最大3日間)と陳列販売(1週間)の両方の申込みが可能。
(注)陳列販売は5品目以内
- ・対面販売の申込は1日単位とする。
- ・事業者自ら(従業員、依頼された販売員でも可)が終日販売を行うこと。
開店時間帯は必ず販売を行うこと。なお、短時間の休憩、品出しなど短時間の離席は除く。
- ・会計は店内「レジ通し」となること。
- ・対面販売の申込が多数となった場合は、調整のうえ日程を決定する。

- ・決定後、日程及び持込機材や配置等について調整するため、別途指示する「持込み器材・販売商品等連絡用紙」を提出。
- ・厨房の利用は、4 実施内容(1)「店舗内催事コーナー」(東側、西側)を利用した対面販売の[厨房について]のとおり。
- ・開店前の準備は午前 8 時からとする。
(注)早く入店する必要がある場合は要相談。
- ・資材の搬入の際は、店舗の台車使用可。
(注)駐車場は用意しない。
- ・調理実演は、揚げ物やガス調理器、直火等の使用は不可。
- ・調理実演は、保健所の許可を得ていること。
また、対面販売中は、保健所の許可書を掲示すること
- ・冷凍冷蔵切替オープンケース、電子レンジ、電磁機器(IH)は無料で使用できる。
- ・商品の保管は、販売用の冷凍冷蔵切替オープンケースの他、バックヤードの冷凍・冷蔵庫の使用が可能(但し、スペースに限りあり。)

【 陳列販売について 】

- ・出品商品数は、原則、1事業者**5品目以内**とする。
(注)既存の販売商品(プロパー商品)は 5 品目の上限に含めない。
- ・既存の販売商品(プロパー商品)で申込みがあった場合、期間中、フェア対象商品と分かるプライスカードを掲示するほか、購入者特典配布の購入対象商品とする。
- ・納品数量は、全体の申込み数を踏まえ、別途、個別に調整を行う。
- ・冷凍・冷蔵商品や野菜や果物など消費期限が短い商品は、日ごとに分割納品を依頼することがある。
- ・野菜や果物などは、包材に入れバーコードシールを貼付できる形状で納品すること。
- ・生鮮の肉・魚は販売不可。肉・魚は加工され、包装された状態であること。
- ・POP やパンフレットの掲出も可能。(要相談)
1 商品ごとに POP を付ける場合、葉書サイズを目安に作成し納品の際に同封する

(2)申込方法

提出書類に必要事項を記載のうえ、E-mail 又は FAX で申込むこと。

※E-mail(電子)での提出にご協力ください。

【提出書類】

- ① 様式1「出展・出品申込書」【必須】
- ② 様式2「商品リスト」【必須】
- ③ 様式3「商品カルテ」【省略できる場合あり】
- ④ 様式4「プライスカード説明シート」

- ⑤ 出品商品の食品表示の写し【省略できる場合あり】
 - ⑥ PL保険証書の写(切替中などの場合は、継続申込用紙等の写)【必須】
 - ⑦ [振興局が作成するチラシや振興局SNS等での商品紹介]【任意】
商品画像データ、商品のPR文(美味しい食べ方、商品のこだわり、買える場所、セールスポイントなど)(様式任意・メール本文に記載可、商品紹介については一部の商品名の紹介となる場合がありますので、予めご了承ください。)
- ※昨年の同店ひだかフェア(R7.5.28～6.3)に出品しており、商品の規格、食品表示に変更がない商品は、③様式3「商品カルテ」及び⑤出品商品の食品表示の写しを省略可。
- ※「出品商品の食品表示の写し」、「PL 保険証の写し」は、画像ファイルによる提出可。
(文字が鮮明に判別できること。)

【提出期限】

令和8年(2026年)5月15日(金)

(3)申込・問合せ先

北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課 担当:齋藤
TEL:0146-22-9282 FAX:0146-22-7517
E-Mail:hidaka.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

(4)売上代金の支払い

- ・各事業者は、催事終了後に売上額から販売手数料(15%、税別、小数点以下四捨五入)を差し引いた額の納品書と請求書を、どさんこプラザ札幌店へ送付する。
- ・売上代金は請求書の金額から振込手数料を差し引いた額が、フェア終了後の月末を目安に指定の口座に振り込まれます。(開催する時期によっては支払が翌月末になる場合もあります。)